

■ソーシャルメディアとは

ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）全体を指し、具体的にはフェイスブック、ツイッター、電子掲示板、ブログ、動画共有サイト、口コミサイトなど、誰もが情報を発信できるインターネット上の全てのメディアのことをいいます。

■ソーシャルメディア・ポリシーについて

近年、ソーシャルメディアの利用が急速に進んでいます。便利で有効なツールである一方で、時にさまざまな問題を引き起こすケースが見られます。そこで、当院職員が問題に巻き込まれることなく、有効に利活用するためのガイドラインとして、ソーシャルメディア・ポリシーを制定しました。

ソーシャルメディアの特性を正しく理解し、自らが被害者や加害者になったりすることがないように、慎重で適正な利用を心掛けてください。

1. ソーシャルメディアの特性を理解する

①手軽さゆえに慎重さが必要であること。

手軽に瞬時に発信できるため、あまり考えずに発信や書き込みをしてしまうことがあるため、発信する内容に問題がないか、もう一度落ち着いて考えること。

②匿名性が保たれるとは限らないこと。

例え匿名の発信であっても、様々な属性から個人が特定されてしまうことは十分に考えられるため、匿名やハンドルネームだからと言って無責任な発言は慎むこと。

③一旦ネット上に流されたものは消せないこと。

一旦発信を行ったものは第三者によって保存されたり拡散されたりすることがある。たとえ自身で削除をしても一旦発信してしまったものは、完全に消去することは出来ないと考えること。

④全く予期せぬ結果を招くことがあること。

ネット上の住人は善き人ばかりではなく、自分の意図とは反して様々な悪意にさらされることも考えられる。信頼できる安全なサイトを利用することは当然だが、情報を安易に流すことをしないこと。

2. 基本原則を守る

①一定の品位と節度を持った良識ある社会人として、また岩手県職員としての自覚と責任のもと利用すること。

②情報を発信する場合は、医療に携わる者及び岩手県職員としての守秘義務を守り、個人情報を含む関係法令等を遵守すること。

③情報を発信する場合は、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などを侵害することがないように十分に注意すること。

④発信をする情報は正確であることを心掛け、いらぬ誤解を生じさせないように十分に配慮すること。

⑤映像（写真や動画）には特に注意が必要。画像そのものに位置や時間の情報が含まれている場合、背景の映像から思わぬ情報漏えいが起こることも考えられる。本人の了解を得ることはもちろんのこと、知らぬ間に第三者を傷付けることがないように、十分な配慮をすること。

⑥特に、次に掲げる内容の情報発信はしないこと。

- ・人種・民族・思想・宗教・身体・性・信条などに関する差別的な内容や差別を増長させるような情報
- ・違法行為につながる情報
- ・事実ではないことや噂の流布、また、それをあおるような情報
- ・不敬な言い方、表現を含む情報
- ・業務上の秘密を含む情報
- ・公序良俗に反する一切の情報
- ・他人を非難するような情報
- ・当院に勤務することにより知り得た情報

⑦使用しなくなったり、書き込みなどを全くチェックすることもなくなったサイトのアカウントは削除すること。

⑧個人のパスワードの管理には十分に注意を払うこと。パスワードが盗まれたり、他人に使われたりすることがないように、こまめな点検を怠らないこと。

3. 誠意ある姿勢で冷静な対応を

①意図する、しないに関わらずあなたが発信した情報で混乱を引き起こした場合は、冷静に誠実に対応すると共に正しく理解してもらえよう努力すること。

②あなたが発信した内容について攻撃的な反応があった場合は、ネット上の無用な議論を避け、炎上するような事態を招かないようにすること。

③個人、もしくは組織に向けて予期せぬ誹謗中傷などがあった場合は、自己判断で、すぐに対応せず上司に相談すること。

④医療や介護、業務に関する内容の発信をする場合は特に注意を払うこと。

⑤もし困った状態に陥った時は、速やかに上司に相談すること。

4. 責任の所在について

①情報を発信する場合、発信者個人の見解であることを明示し、当院の公式見解ととらえられないようにすること。また、責任の所在は全て発信者個人にあることを明示すること。

②万が一、問題が発生した場合、情報を発信した個人が法令により処罰の対象となること。また、岩手県医療局企業職員就業規則により懲戒処分の対象となること。

5. ソーシャルメディア・ポリシーの評価と見直し

本ポリシーは、状況に応じて評価、見直しを行い、改訂の場合はホームページ上でその内容を公表するもの。

■ ソーシャルメディアをご利用のみなさまへ

当院の職員ならびに、当院の業務に従事するすべてのものがソーシャルメディアで発信、発言する情報は、必ずしも当院の公式発表・見解を示すものではありません。

当院の職員及び当院に関係する者が発信した情報を利用したこと等により、発生した損害やトラブル等について、当院がすべて責任を負うものではないことをご承知置きください。

なお、当院の公式発表・見解についてはホームページをご覧ください。

平成 29 年 12 月 21 日制定

岩手県立大船渡病院長